

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（国土交通省）

制 度 名	環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例措置の拡充	
税 目	自動車重量税	
要 望 の 内 容	<p>環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税を免除・軽減する特例措置の対象に、環境性能を満たす中量車を追加する。</p> <p>[現行内容] 免 除：電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、ハイブリッド自動車（☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車又は重量車☆☆車かつ重量車燃費基準達成車）、天然ガス自動車（☆☆☆☆車又は重量車☆☆車に限る）</p> <p>75%軽減：☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車、ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車</p> <p>50%軽減：☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%又は20%達成車、重量車☆☆車かつ重量車燃費基準達成車</p> <p>[拡充内容] 減免対象に「環境性能を満たす中量車」を追加する。</p> <p>[関係条文] 租税特別措置法第90条の12、同法施行規則第40条の2</p>	
	減収見込額 （平年度）	299 百万円 （- 一百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

京都議定書目標達成計画によるCO₂排出削減目標に代表される地球温暖化問題や、大都市を中心に引き続き深刻な状況にある、自動車からの排出ガス（NO_x・PM）による大気汚染問題に的確に対応するため、燃費性能及び排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい自動車の普及を促進することにより、CO₂及びNO_x・PM排出量の削減に資することを目的とする。

(2) 施策の必要性

京都議定書に基づく我が国のCO₂削減目標を達成するためには、運輸部門からのCO₂排出量を平成22年度において平成2年度比10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があるため、このため、平成20年3月に閣議決定された「改訂京都議定書目標達成計画」において、自動車単体対策として「トップランナー基準による自動車の燃費改善」等により、平成22年度までに2,470万t～2,550万tのCO₂を削減することが求められているほか、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、次世代自動車について、2020年までに新車販売の2台に1台の割合で導入することを目標としている。

また、NO₂及びSPMに係る大気環境基準については、全体として改善傾向が見られるものの、環境基準未達成の測定局が残っており、未達成地域については出来るだけ早期に環境基準を達成し、達成地域においても良好な環境を維持する必要がある。

これらの目標を達成するためには、燃費性能及び排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい自動車の普及をより一層促進させることが重要であり、このため、自動車の取得・保有に係る税制において負担を軽減する本特例措置により、自動車ユーザーを燃費性能及び排出ガス性能の優れた環境負荷の小さい自動車へ誘導することが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

運輸部門からのCO₂排出量を平成22年度において平成2年度比10.3～11.9%増の水準まで削減する必要があるため、このため、自動車単体対策として「トップランナー基準による自動車の燃費改善」等により、平成22年度までに2,470万t～2,550万tのCO₂を削減することが求められている。

これらの目標を達成するうえで、現在、特例措置の対象となっていない中量車（車両総重量2.5～3.5tの自動車）についても、自動車グリーン税制の対象とすることにより、これらの自動車ユーザーを環境負荷の小さい自動車へ誘導することが必要である。

② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

平成20年度においては、新車新規登録の約4割（118万台）が「環境負荷の小さい自動車」であるほか、時系列で比較しても、新車新規登録の自動車の中で、環境負荷の小さい自動車が増加しており、自動車ユーザーを環境負荷の小さい自動車に誘導する上では、本税制特例措置は有効性がある。

一方で保有台数ベースでは、約6%にとどまり、引き続き普及を促進する必要がある。

③ 租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

CO₂及びNO_x・PMの排出抑制のため走行量を強制的に制限する措置を講じる等、直接的な規制措置をこれまで以上に過度に講じることは、国民生活や経済活動への悪影響が懸念されることから、自動車交通の利便性を維持しつつ、排出量削減を実現するためには、税制特例措置によるインセンティブ付与によることが適切である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	政策目標：2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：5 快適な道路環境等を創造する。
	政策の達成目標	平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において次世代自動車について、2020年までに2台に1台の割合で導入することを目標としている。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において次世代自動車について、2020年までに2台に1台の割合で導入することを目標としている。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	自動車税、自動車取得税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの
要望経緯

なし